

月報私学

2019
11
VOL.263



2019年4月にJR京都線・JR総持寺駅近くに開設した追手門学院茨木総持寺キャンパス。宇宙船のような大学棟「アカデミックアーク」(上段写真右)と客船のような中学高校棟「スマートパレット」(上段写真左手)、それに食堂棟(上段写真中央)の三つの建物で構成しています。このうち「アカデミックアーク」では1年生と地域創造学部、国際教養学部の学生たちが学んでいます(下段写真左:2~4階ディスカバリープロムナード、下段写真中央:1階WIL HALL、下段写真右:WIL STUDIO)。

写真提供: 学校法人 追手門学院 (大阪府大阪市)

CONTENTS

- 私立幼稚園の財務状況《平成29年度決算集計》 2
- シリーズ学校訪問記～未来に向かって～第10回
未来の価値を創造する「実工学教育」 4
- 連載⑥「魅力あふれる学校づくりを目指して」
日本の大学を変える新キャンパス・新教育で魅力創り 6
- 「若手・女性研究者奨励金」受賞者の声 8
- 貸付規則を一部改正します／国内に住所を有することが被扶養者の認定要件に加わります 9
- ジェネリック(後発)医薬品差額通知書を12月中旬に送付します 10
- 令和元年度 第2回私学共済事務担当者研修会／
高齢受給者にかかる高額療養費(外来年間合算)／限度額適用認定証の更新(継続)の手続き 11
- 被扶養者認定申請事例(父母の認定) 12
- INFORMATION 15
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内 16

私立幼稚園の財務状況 《平成29年度決算集計》

私学事業団では、「平成30年度学校法人等基礎調査」を基に平成29年度決算データを集計し、平成30年度版『今日の私学財政（幼稚園・特別支援学校編）』と『今日の私学財政（専修学校・各種学校編）』を8月に刊行しました。今回は、『今日の私学財政（幼稚園・特別支援学校編）』より、幼稚園の財務状況について概略を解説します。

園児数・幼稚園数とも増加

文部科学省の学校基本調査によると私立・国立・公立を合わせた平成29年度の園児数は、認定こども園（幼保連携型・幼稚園型）を含めると、平成25年度の158万4千人から177万8千人となり19万4千人増加しています。また、幼稚園数についても、認定こども園の増加により、1508園増加しています（表1）。

幼稚園法人の約3割は事業活動収支差額がマイナス

1法人当たりの事業活動収支計算書より、平成25年度と平成29年度を比較すると、収入の部では、補助金が3177万円増加し、事業活動収入は3498万円増加しています。支出の

部では、人件費が1912万円増加し、経費も649万円増加し、事業活動支出は2596万円増加しています。

人件費・経費の増加額の合計に対して、事業活動収入の増加額の方が上回ったため、基本金組入前当年度収支差額（事業活動収入－事業活動支出＝事業活動収支差額）は増加しています。

平成29年度に事業活動収支差額がマイナスの幼稚園法人数は1495法人で、集計法人の約3割となっています。

経営状況の目安となる事業活動収支差額をプラスへ移行させる方策を検討して実行していくことが今後の課題といえます（表2・3）。

財政状態

1法人当たりの貸借対照表より、平成25年度と平成29年度を比較すると、資産の部では有形固定資産が5461万円、流動資産が2856万円それぞれ増加し、現金預金の増加も含め、資産の部は増加しています。

構成比率をみると有形固定資産が0.6ポイント減少して64.2%となっており、施設・設備投資を控え、資金を現金預金として内部留保していることがうかがえます。

負債及び純資産の部では、固定負債及び流動負債の金額は増加しました

表2 事業活動収支計算書（1法人当たりの金額）

（単位：千円）

区 分	25年度		29年度		差引	
	金額	構成比率	金額	構成比率		
収入の部	学生生徒等納付金	67,994	45.1%	63,508	34.2%	△ 4,486
	補助金	56,191	37.2%	87,960	47.3%	31,769
	その他	26,727	17.7%	34,427	18.5%	7,700
	事業活動収入	150,912	100.0%	185,896	100.0%	34,984
支出の部	人件費	86,053	57.0%	105,175	56.6%	19,122
	経費	49,652	32.9%	56,140	30.2%	6,488
	その他	2,386	1.6%	2,732	1.5%	346
	事業活動支出	138,091	91.5%	164,047	88.2%	25,956
基本金組入前当年度収支差額（事業活動収支差額）	12,822	8.5%	21,849	11.8%	9,027	
基本金組入額	△ 16,188	△ 10.7%	△ 23,002	△ 12.4%	△ 6,814	
当年度収支差額	△ 3,367	△ 2.2%	△ 1,153	△ 0.6%	2,214	

（注）平成25年度の事業活動収入は帰属収入、事業活動支出は消費支出、基本金組入前当年度収支差額は帰属収支差額、当年度収支差額は消費収支差額を掲載している。

表1 園児数と幼稚園数

（単位：人、園）

区 分	25年度	29年度	差引
園児数	1,583,610	1,777,658	194,048
私立	1,303,661	1,503,772	200,111
国立	5,785	5,288	△ 497
公立	274,164	268,598	△ 5,566
幼稚園数	13,043	14,551	1,508
私立	8,177	9,998	1,821
国立	49	49	0
公立	4,817	4,504	△ 313

（注1）文部科学省「学校基本調査報告書」より。
（注2）認定こども園（幼保連携型・幼稚園型）を含む。

表4 貸借対照表（1法人当たりの金額）

（単位：千円）

区 分	25年度		29年度		差引	
	金額	構成比率	金額	構成比率		
資産の部	有形固定資産	388,965	64.8%	443,578	64.2%	54,613
	特定資産	—	—	54,106	7.8%	—
	その他の固定資産	78,521	13.1%	32,765	4.7%	△ 45,756
	流動資産	132,387	22.1%	160,947	23.3%	28,560
	資産合計	599,873	100.0%	691,397	100.0%	91,524
負債及び純資産の部	固定負債	37,728	6.3%	47,846	6.9%	10,118
	流動負債	23,457	3.9%	27,824	4.0%	4,367
	基本金	552,246	92.1%	624,842	90.4%	72,596
	繰越収支差額	△ 13,558	△ 2.3%	△ 9,115	△ 1.3%	4,443
	負債・純資産合計	599,873	100.0%	691,397	100.0%	91,524

（注1）学校法人会計基準の改正により、特定資産（用途が特定された預金等）が中科目として設けられた。

（注2）平成25年度の繰越収支差額は消費収支差額を掲載している。

表3 事業活動収支差額がマイナスの法人数

年度	集計法人数 (A)	事業活動収支差額がマイナスの法人	
		法人数 (B)	割合 (B/A)
25	5,068	1,722	34.0%
26	5,110	1,740	34.1%
27	5,073	1,370	27.0%
28	5,012	1,427	28.5%
29	5,033	1,495	29.7%

（注）平成27年度以前の事業活動収支差額のマイナスの法人数は帰属収支差額がマイナスの法人数を掲載している。

お問い合わせ先（私学振興事業本部）
 私学経営情報センター 私学情報室
 ☎03(3230)7846〜7848
 Eメール center@shigaku.go.jp

が、資産の部の合計額が増加したため、固定負債及び流動負債の構成比率は横ばいとなっています（表4）。

主要財務比率で財務分析を！

最後に、幼稚園部門について、事業活動収支計算書関係比率（加重平均）の中から、収入の構成割合を見るための学生生徒等納付金比率、補助金比率、支出の構成割合を見るための人件費比率、教育研究（管理）経費比率、収入と支出のバランスを見るための人件費依存率、学校法人等の経営状況を見るための事業活動収支差額比率（旧・帰属収支差額比率）を都道府県ごとにまとめました。

各財務比率の見方のポイントは『今日の私学財政』に掲載していますので、併せてご参照ください。

これらの財務比率だけで財政や経営を判断するものではありませんが、各学校法人等において、今後の経営改善を進める際の参考としてご活用ください（表5）。

「学校法人等基礎調査」は毎年、各都道府県を通じて実施しています。ご協力に御礼申し上げますとともに、引き続きご協力をお願いします。

表5 都道府県別財務比率一覧（幼稚園部門）

区分	部門数		学生生徒等納付金比率		補助金比率		人件費比率		人件費依存率		教育研究(管理)経費比率		事業活動収支差額比率	
	25年度	29年度	25年度	29年度	25年度	29年度	25年度	29年度	25年度	29年度	25年度	29年度	25年度	29年度
北海道	454	423	50.1	27.8	38.7	65.2	62.8	60.7	125.3	217.9	31.2	27.0	4.6	16.6
青森	108	98	45.8	21.6	36.7	70.3	68.6	62.4	149.9	289.0	35.4	26.7	△ 5.1	15.4
岩手	81	78	38.4	24.6	45.2	64.2	55.4	62.9	144.0	255.3	33.8	31.3	10.1	9.4
宮城	149	149	44.6	44.2	41.3	43.9	54.2	58.6	121.6	132.7	34.0	33.1	11.3	9.5
秋田	62	63	44.2	19.1	39.1	72.8	61.7	63.1	139.6	330.6	37.7	27.6	△ 0.1	12.3
山形	82	83	35.0	23.6	47.1	64.5	61.3	62.4	175.3	264.3	32.5	33.0	4.9	5.0
福島	117	122	36.7	25.4	45.1	56.1	54.6	56.2	148.6	221.0	34.4	31.1	9.7	18.0
茨城	185	179	34.5	24.3	47.9	64.4	55.1	59.8	159.9	245.8	30.7	29.5	12.5	13.2
栃木	178	174	49.7	30.0	39.6	63.6	59.9	60.0	120.4	200.2	31.4	29.3	6.0	15.2
群馬	118	112	47.1	25.9	40.5	66.1	63.1	62.3	133.9	240.8	34.5	29.3	1.5	16.6
埼玉	519	520	50.3	46.3	30.9	37.7	56.1	59.7	111.6	128.8	35.1	35.2	7.5	8.2
千葉	394	392	51.5	46.8	33.1	40.0	58.4	60.8	113.4	129.9	31.0	31.9	8.9	10.7
東京	505	536	53.5	49.1	29.7	35.1	57.1	60.6	106.7	123.4	29.7	30.9	11.2	9.8
神奈川	524	535	57.7	47.5	25.5	38.3	57.9	59.9	100.4	126.1	31.0	30.7	9.7	10.2
新潟	103	102	38.7	24.9	49.6	68.0	58.1	62.2	150.2	250.1	33.8	27.7	6.5	10.9
富山	51	51	44.0	25.9	40.8	68.1	56.0	59.3	127.4	228.5	45.1	35.7	△ 4.1	12.3
石川	58	46	48.3	36.6	44.3	56.8	60.7	62.6	125.6	170.9	30.8	30.6	7.9	8.8
福井	30	30	42.8	28.3	41.1	66.3	54.7	57.9	127.6	204.7	30.4	33.2	14.7	20.9
山梨	59	60	42.8	27.3	40.8	61.1	63.0	65.0	147.2	237.8	34.5	30.3	1.5	5.6
長野	88	100	46.4	37.9	40.2	51.9	63.5	64.1	136.9	169.1	33.4	30.2	2.2	8.7
岐阜	98	98	53.4	47.4	30.2	41.5	59.5	60.4	111.3	127.6	34.6	33.6	5.2	5.4
静岡	212	218	43.6	36.0	41.1	57.4	58.5	62.0	134.0	172.2	32.1	33.0	8.6	13.7
愛知	409	407	40.1	34.3	44.4	52.3	59.6	60.7	148.5	176.8	32.9	32.5	6.6	7.0
三重	57	59	54.4	44.4	33.3	49.5	59.6	57.8	109.6	130.2	43.9	33.2	△ 7.3	17.0
滋賀	27	26	34.4	21.5	53.2	69.9	64.7	62.6	187.7	291.2	29.7	30.6	4.9	7.3
京都	145	134	44.1	40.6	40.1	43.8	60.9	64.1	137.9	158.1	35.1	36.0	3.0	1.7
大阪	395	388	40.9	31.2	40.7	55.1	55.9	58.3	136.8	187.0	35.4	34.9	7.4	8.4
兵庫	201	209	46.6	36.8	35.5	47.4	55.0	58.8	118.0	159.8	34.9	32.0	7.9	12.7
奈良	41	40	49.5	42.9	32.2	42.1	63.4	64.3	128.0	150.0	45.7	39.5	△ 9.4	△ 0.1
和歌山	40	39	37.8	26.8	46.6	60.5	65.9	62.5	174.3	233.3	31.0	29.9	0.4	10.9
鳥取	23	25	45.9	31.0	40.6	57.6	66.2	65.8	144.1	212.3	30.9	28.6	1.6	7.5
島根	10	9	49.2	15.6	38.2	56.9	66.7	53.3	135.7	341.3	46.5	24.7	△ 15.6	21.7
岡山	35	33	38.9	27.8	42.0	55.3	64.0	57.9	164.4	207.9	30.8	30.3	4.9	11.1
広島	167	188	40.9	34.0	45.1	54.0	50.2	54.2	122.9	159.4	39.3	37.5	9.3	9.3
山口	106	113	32.1	21.8	53.9	68.4	63.2	60.2	197.0	275.9	32.2	27.6	3.9	13.9
徳島	10	10	51.5	37.7	33.5	54.3	59.4	70.9	115.2	188.3	32.0	29.4	7.6	12.0
香川	34	32	46.7	35.8	37.9	53.0	57.0	56.9	121.9	158.9	30.6	30.3	11.8	14.6
愛媛	82	82	47.0	27.1	36.9	63.8	58.5	57.1	124.5	210.4	29.7	26.5	9.6	20.7
高知	29	29	40.4	24.2	45.1	69.0	64.1	59.2	158.5	244.9	31.2	26.7	4.1	13.9
福岡	338	361	49.6	45.1	34.4	44.0	52.9	56.0	106.5	124.3	31.5	33.7	14.2	13.5
佐賀	84	82	45.4	28.1	39.6	67.4	52.0	60.7	114.5	216.3	31.0	28.4	15.7	19.0
長崎	120	109	46.9	25.9	37.3	62.8	57.5	59.3	122.7	229.2	32.3	27.6	8.7	14.8
熊本	107	106	33.4	23.7	57.3	71.2	62.2	59.8	185.9	252.2	27.7	26.4	9.1	14.7
大分	60	62	38.2	25.2	48.3	66.2	57.0	57.3	149.2	227.1	35.2	27.8	6.4	20.2
宮崎	112	104	32.6	21.4	52.4	70.1	58.5	58.6	179.3	274.5	30.5	27.5	10.1	14.9
鹿児島	139	136	32.7	21.2	53.0	64.9	55.6	58.8	169.7	277.1	32.6	25.9	11.4	23.4
沖縄	30	33	47.8	40.8	35.8	45.5	53.2	58.7	111.3	143.9	32.4	34.3	14.1	6.9
全国平均	6,976	6,985	47.0	36.9	37.1	51.0	57.7	59.8	122.7	162.3	32.8	31.5	8.0	11.4

(注1) 部門数は今日の私学財政で集計した学校法人が設置する幼稚園数である。また、部門数の全国平均部分は合計数である。

(注2) 平成25年度の事業活動収支差額は帰属収支差額を掲載している。

(参考) 学生生徒等納付金比率: 学生生徒等納付金/経常収入 (帰属収入) 人件費依存率: 人件費/学生生徒等納付金
 補助金比率: 補助金/事業活動収入 (帰属収入) 教育研究(管理)経費比率: (教育研究経費+管理経費)/経常収入 (帰属収入)
 人件費比率: 人件費/経常収入 (帰属収入) 事業活動収支差額比率: 基本金組入前当年度収支差額 (帰属収支差額)/事業活動収入 (帰属収入)
 ※ 〈 〉内は平成25年度の勘定科目名を記載している。

シリーズ
学校訪問記「未来に向かって」 第10回
未来の価値を創造する「実工学教育」
 日本工業大学

今回は、「実工学」を目標として掲げ、理論と体験学習を併せて学ぶことにより、実社会で役立つ工学教育を行う日本工業大学取材しました。

埼玉県の東武動物公園駅からスクールバスで5分の場所に、東京ドーム約6個分の広大なキャンパスを有する日本工業大学があります。

日本工業大学の前身である東京工科大学は、明治41年に産業経済の発展に伴い、工業界で働く人々に実地で役立つ技術を習得させることを目的として設立されました。

そして、昭和42年に日本初の工業高校出身者のための大学として「工理学論を現場の技術として生かすことのできる技術者の育成」を建学の精神として、日本工業大学を開学しました。

開学以来、工学部1学部のみでの体制でしたが、平成30年にグローバル化や社会が求める人材像の変化に対応するため、基幹工学部、先進工学部、建築学部の3学部6学科2コースへの改編を行い、「継承と進化」をコンセプトとして、新体制をスタートさせました。



屋上の太陽光発電設備が特徴的な大学本館

【実工学教育】

日本工業大学は、建学の精神に基づき、実社会で役立つ実践的な工学教育を伝統としています。そのベースは、地に足のついた技術を新たな価値創造に生かすことにあります。実工学を社会変化に対応するだけではなく、新しい社会変化を生み出し、技術で価値を創造できる人材を育成するため、学生が自ら学び成長するためのプログラムを開発し、教育改革を進めています。その特長といえる取り組みが、「デュ

アルシステム」、「工学基礎教育」及び「カレッジマイスタープログラム」です。

【デュアルシステム】

「デュアルシステム」は、ものづくりに取り組みながら、同時にその理論を学び、工学への興味を高め、実践的に力を養うための日本工業大学独自のシステムです。1年生から実験・実習・製図をスタートさせ、体験的に技術を習得していきます。

例として、先進工学部のロボティクス学科では、学生が一人一台ロボットの製作とプログラミングを行い、センサやモータ、プログラミングの基礎を総合的に修得し、実験の中で発見した課題や疑問を基に講義で理論への理解を深めていきます。

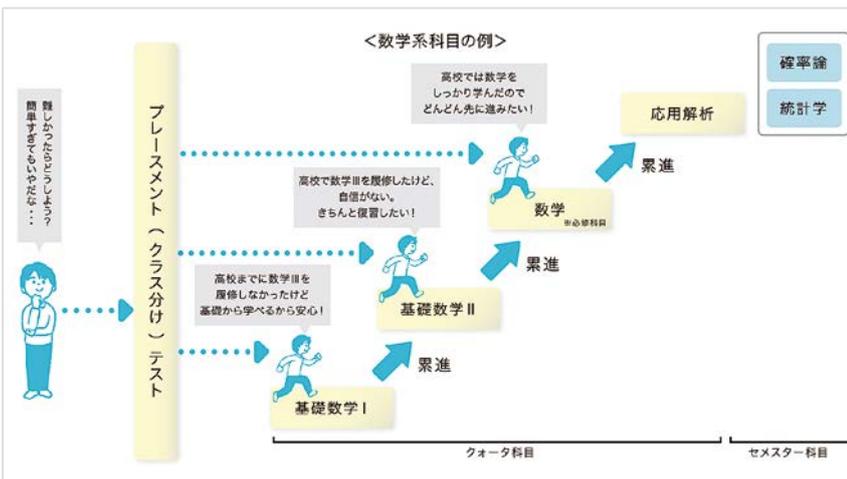
また、すべての学生は、3年生または4年生の時に研究室に所属します。そこで指導教員による指導のもとでテーマを決め、集大成となる卒業研究または卒業設計を作り上げることにより、課題発見能力、課題解決能力を身に付けて社会へ出ていきます。

【工学基礎教育】

工学に必要な「数学」「物理」及び「英語」の基礎固めと、ものづくりの基礎を実践的に鍛えることを目的としたプログラムを用意しています。社会変化に対応するだけではなく、新しい価値の創造や、技術者としての基礎をしつ

かりと固めるため、「理数・語学リテラシー」と「ものづくりリテラシー」の二つのリテラシーを設定しています。

「理数・語学リテラシー」では、「数学」、「物理」及び「英語」の科目において、入学時にプレースメント（クラス分け）テストを行い、その結果を基に、一人ひとりの学力にあった段階の科目からスタートします。また、1年生を4期に分けた「クォータ制」を導入し、段階的に学ぶことで着実に基礎を身に付けられるよう週2回の授業を実



プレースメントテストとクォータ制による基礎教育

施しています。

さらに、一人ひとりの学修をサポートするため、専属チューターが在籍する学修支援センターや、外国人講師と英語で交流することができる英語教育センターが設置されています。

「ものづくりリテラシー」では、ものづくりの基礎となる知識・技能として「道具の正しい使い方」、「素材に対する適正な理解」及び「安全な作業環境の確保」などを修得するため、1年生に「ものづくり基礎実習」を配置し、上位学年での高度化する演習や実習を安全かつ適正に取り組めるようにしています。

共通教育科目には、役立つノートの取り方、レポート作成方法、プレゼンテーション能力、グループワークの取り組み方など、大学で学ぶうえで必要なスキルを身に付けることができる「スタディスキルズⅠ・Ⅱ」を配置し、学ぶことへの意識、コミュニケーションスキルを高めています。

また、持続可能な社会を実現するための環境系科目も充実しており、幅広い視点から環境について学ぶことができ、今後の講義や実習等の学びの中で、常に環境について意識するという姿勢が自然と身に付きます。

【カレッジマイスタープログラム】

授業で学んだ工学の知識と技術を生かして、個人やチームでリアルなもの

づくりにチャレンジできるのが、カレッジマイスタープログラムです。

このプログラムは、学生の興味関心に合わせた10のプログラム（工房）を用意し、そのいずれかに所属して製作を行う、プロジェクト型科目です。

本プログラムは、学生の自発性を大切にし、教員が親身に指導する正規科目となっており、学内の施設設備をフル活用した製作ができます。また、本プログラムから国内外の大会や展覧会に出場するグループもあり、それらの体験が大きな成長につながります。

- ⑩ 10の工房
- ① 機械加工工房
- ② フォーミュラ工房
- ③ モノ創りデザイン工房
- ④ 知能化モビリティ
- ⑤ Science Girl
- ⑥ ヒューマノイドロボット研究
- ⑦ ロボット製作プロジェクト



製作した車で大会に参加するフォーミュラ工房

⑧ フィジカルコンピューティング工房

⑨ 木造建築工房

⑩ 物理体感工房

これらの取り組みによって学習基盤を強化し、実工学教育を進めています。

【特色ある施設】

大学設立50周年記念事業の一環として進められたキャンパス整備事業のうち、「多目的講義棟（5号館）」が平成30年12月に竣工しました。

この建物は、地上7階建てのアクティブラーニングのためのスペースとして建設され、少人数によるゼミや多目的スペース、300人を収容できる大教室まであり、多様な学修スタイルに対応できる施設となっています。

また、応用化学科の開設に伴い、新たに建設され、令和元年7月に竣工した、「応用化学棟」には化学系の最先



平成30年12月に竣工した多目的講義棟

端の実験施設や研究室、ゼミ室等を備え、秋学期以降の運用開始に向けて準備を進めています。

昭和62年に学園創立80周年記念事業の一つとしてキャンパス内に開設された「工業技術博物館」には、大学が所蔵する歴史的な工作機械やイギリスの蒸気機関車が動態保存され、一般にも公開されています。平成30年7月に、博物館が所蔵する歴史的な工作機械群が日本機械学会の「機械遺産」に認定されており、日本のものづくりを支えた工業技術の発達を体感することができます。施設となっています。

「取材を終えて」

日本工業大学では、創設時から実工学教育を理念として掲げ、産業経済の発展に伴い、工業界が必要とされる人材の育成を行ってきました。

そして現在、AI技術の進展などによる社会の変化に対応するため、学部改編や共通教育改革、学生の意欲を引き出すカレッジマイスタープログラムの取り組みにより、実社会で「学び続ける技術者」を育成するための教育改革を進めています。

私立大学において、最も重要である建学の精神を継承しつつ、これからの社会に対応した教育を行う大学へ進化していくことの大切さを感じた取材となりました。

【取材】私学経営情報センター

魅力あふれる学校づくりを目指して

日本の大学を変える新キャンパス・

新教育で魅力創り

学校法人 追手門学院 追手門学院大学 学長 川原俊明

学院紹介

学校法人追手門学院は、1888(明治21)年、大阪偕行社附属小学校として創立しました。創設者は、薩摩藩士(元陸軍大臣・明治天皇侍従)高島鞞之助です。

NHK大河ドラマ「西郷(せご)どん」でも紹介された「郷中(ごじゆう)教育」として地域の年次者が若輩者に教育を施しました。西郷隆盛とともに薩摩藩独自の教育を受けた創設者高島の教育思想は、新キャンパスで「新教育WIL」としてよみがえります。

追大開設とその後の経過

独立自強・社会有為(個性豊かな、社会のリーダーたる人材を育成する)を教育理念として掲げた本学は、1966年4月、大阪府茨木市安威の地に追手門学院大学を開設し、今や、こども園から大学院までを擁する総合学園となりました。

設立当初、高度経済成長期の恩恵を受け、努力しなくとも学生が集まる時代が続いた結果、いつの間にか志願者が減少の一途をたどり、偏差値も大幅にダウンするという事態が20年近く続

きました。

ガバナンス改革

2011年7月、追手門学院小・中・高の卒業生で、弁護士であった私に次期理事長へのバトンが渡されました。私は、法律家として、改正私学法に基づき、理事会が最高議決機関としての役割を存分に発揮できるようにしました。大学経営に責任を負う立場にない教授会が大学運営をするための根拠とされた寄付行為、学内規程を次々に廃止、教授会の学長諮問機関化、学長学内選挙の廃止、大学評議会の廃止など、いわゆる大学ガバナンス改革の先陣を切ることになりました。

大学ガバナンス改革は、改正学校教育法が教授会の学長諮問機関化を法制化したのが2014年で、本学では、その1年前に、自力で大学ガバナンス改革を実現したのです。

私学は、各校の掲げる教育理念の実現のために存在します。そのためにも、私学経営は教学と一体でなければ、存在価値がありません。理事会と教授会は、本来、対峙すべきものではないのです。大学経営に、責任と権限を有する最高

議決機関としての理事会が、教学の代表者である学長を選任し、学長のもとで教育理念の実現を図り、それが社会の中で、教育機関としての役割を果たす大学に課せられた責務であります。

を展開しました。その結果、年ごとに志願者数が増大し、2019年度入試では2万7684人になりました。まさに7年連続の増大となりV字回復を果たしました。それに伴って、偏差値も大幅な上昇局面を迎えました。

アサートイブ入試など教学改革の推進

130周年記念事業

その後の改革の歩みは、急ピッチで進みました。2014年には、アサートイブプログラム・アサートイブ入試が、文部科学省の大学教育再生加速プログラム(入試改革)に私学で唯一採択されました。既存学部も、それぞれに改組の手が加えられました。2015年度には、待望の新学部、地域創造学部を開設しました。新学部では教育の発想を大転換しました。教室内の座席から、学生が地域に向くフィールド・ワークへ。地域での実体験を重視しました。

2018年は、学院創立130周年でした。同年11月7日、大阪城ホールを会場に、参加者総勢1万人の130周年記念式典を華やかに開催しました。360度に広がるスタンドには、全国からの大学関係者、企業関係者、保護者、学生生徒児童、総勢1万人が着席し、アリーナ面をモニターに見立てる演出を施しました。そして私から、追手門版新教育WILを発表しました。3Dで投影された新キャンパス

7年連続の志願者増

130周年記念事業

私が理事長に就任した2011年7月、その年の大学志願者数は、わずか6400人となり、開学以来、最低を記録しました。しかし、その後、ガバナンス改革、教学改革、新学部設置、学部改組など、「すべては学生のため」の標語を掲げて徹底的な教学改革



幼小中高大合同チームによるパフォーマンス

ロジエクシオンマッピングも、大きな感動を呼びました。

前後して、小中高大の合同吹奏楽演奏をバックにした幼小中高大のチアダンスチームによる合同演技。総合学園としての力を発揮した大きな見せ場でした。

来場者からは、「他に類をみない式典」との感想をいただきました。

追手門版新教育WIL

「WIL」とは、Working Learningの略です。本学独自の造語です。

新教育WILの趣旨は、「行動して学びながら行動する」。学修と実践を融合させ、学生自身による「学びあい教えあい」を通じて主体的な学びを促進しようとするものです。

新教育WILの実現

新教育WILの推進に当たり、本学では、BYOD、オйнаビ、電子図書システムを導入しています。

BYODとは、すべての新入生にパソコンの持参を求め、課題による予習・復習の促進をいつでもどこでも可能にする環境整備のことです。

オйнаビ

オйнаビとは、追手門版学生ポートフォリオです。個々の学生の成長過程を可視化します。学生自身はもちろんのこと、教職員からも個々の学生の成長過程を確認しながら、全学で学生の成長を支えるしくみです。

電子図書システム

電子図書システムは、インターネットを活用したシステムで、スマホやPCに書籍情報を取り込んで読むことができます。本学の場合、小中高大すべて連携してシステムを導入しており、全国でも初めての試みだということです。

新キャンパス

2019年4月、茨木市総持寺に新キャンパスが誕生しました。

新キャンパスは、追手門版新教育WIL実現のためのものです。

学院創立130周年記念事業として開設した新キャンパス内の大学棟（アカデミックアーク）は、大空を貫くように、逆三角錐の形状をしたモダンで斬新なものです。上空から見ると正三角形をしており、その一辺は周年にち



大学棟・アカデミックアーク

なんで130メートルほどあります。

1階のWILホールと名づけた広大なフロアは、学生の賑わいを醸成する多目的ホールです。朝9時から始まる1限目前から、大勢の学生が集まり、「学びあい、教えあい」による学生同士の主体的な学びで賑わいをみせています。

新キャンパスを開設する場合、建物分散させる場合が多いのですが、すべての学部新入生が一堂に会し、賑わいを醸し出す環境が、イノベーションを生む可能性を高めると考えています。

WILホールを囲むWILスタジオは、学生がプレゼン発表をする場としてや、夜の11時まで、資格試験の勉強に励む学生たちの集う場として活用されています。

変化の激しい予測困難な時代といわれる未来社会を支える若者たちを育成するために、「学びあい、教えあい」という学生同士による主体的な学びを展開できる新教育WILこそが、未来を切り拓く教育だと確信しています。

大学棟の3・4階には、WILホールの上に浮かんでいるように見える新しい発想の図書館があります。図書館の中心は三方を階段に囲まれ、すり鉢状になっており、聴講者は階段に座ることもできます。

2・3・4階の各階廊下も、単なる通路ではありません。それぞれの階ごとに書棚を配し、椅子とカウンターを

設け、学生がいつでもどこでも学べる環境を整備しています。いわば図書館の中に大学があるといっても良いくらい、学生は本に触れやすい環境にあります。

もちろん、ここでも電子図書システムを活用できるようになっています。

未来社会を切り拓く

新キャンパスは、追手門学院の未来を見据えた新教育展開のために開設されたものです。AI時代の到来を踏まえ、予測困難な未来を自らの手で切り拓いていけるイノベーション人材の育成を目指しています。

未来を切り拓くイノベーション人材を育成します。

2040年構想

追手門学院は、中期経営戦略のみならず、「長期計画2030」を策定中です。すでに「長期構想2040」を打ち出し、公表しています。

長期構想のキーワードの一つは、イノベーションです。

大学教育が日本を変えます。追手門は、大学教育そのものを変革し、イノベーションを巻き起こす人材育成を目指します。

寄稿者紹介

川原 俊明（かわはら としあき）

2011年、理事長就任。2017年からは学長を兼務。弁護士法人川原総合法律事務所所長。

「若手・女性研究者奨励金」受賞者の声

私学事業団では、私立大学の教育・研究の未来を担う人材の育成を目的とした「若手・女性研究者奨励金」を配付しています。本号では、今年度「がんサロンの患者を対象とした座禅による自律神経バランスの変化」で「女性研究者奨励金」を受賞した、静岡福祉大学社会福祉学部講師の本多祥子先生を紹介いたします。



本多祥子先生は、看護師として医療現場で働くなかで、「人のため」の真の意味を考えるようになる。現在は、「生老病死」の視点から、最期までその人らしい生活がでる医療や福祉に関する研究に取り組んでいる。

——研究者になろうとしたきっかけについて教えてください。

原点は中学時代の恩師からの「人のためになる仕事につきなさい」という言葉にあると思います。その言葉を受けて、看護の道に進んだ私は、病院勤務をする中で疑問に感じるものがいくつもありました。

救命、延命が当然の医療現場で目の当たりにしたのは、本人の意思に反して行われる延命治療により最期まで苦しむ姿や、最期は家に帰りたいという願いが一蹴される現状でした。最大限の治療や延命が「人のため」と思っていた私が、医療の在り方について考えさせられたときでした。そのときから「人のため」とはどういうことなのか、

それを支援するためには何が必要なのかの探究が始まったように思います。

その後、病いや死を中心に捉える医療の視点から、人として生まれ生き老いる視点を含めた「生老病死」の視点の重要性を感じ、修士課程に進み人間学を学びました。現在は、本人が望む生き方、老い方、治療、最期を迎えられ、その人らしく人生を全うできるような医療や福祉に関する研究の一環として、本奨励金の研究課題に取り組んでいます。

——本奨励金は、これまでの概念や応募の研究業績にとらわれず、特色ある独創的な研究を積極的に支援することとしております。本多先生の研究はどのような観点から採択され、またどのような特色が評価されたとお考えでしょうか。

現在行われているレクリエーションやリハビリテーションは、身体を動かす「動的活動」が一般的である中、身体を動かさない「静的活動」に着目した点特徴の一つだと思います。また、その活動素材に日本の歴史や文化の中で根ざしている「座禅」を選択した点も、

理論と実践が結びつきやすい研究として認めていただけたのかもしれない。

併せて、その活動効果をこれまででない「自律神経のバランス」から立証する点、特に、メンタルストレスを背負うがん患者やがん経験者（サバイバー）の自律神経活動に着目したところに特色があると思います。このようなことが、この度の女性研究者奨励金の「独創的」な観点に合致していたのではないかと思われます。

——「女性研究者奨励金」は多様な人材の育成を図る観点から、年齢制限を設けず女性研究者が幅広く応募できるようにし、女性研究者のさらなる活躍の促進を図ることを目的としております。そんな女性研究者の代表として、本多先生の研究者としての将来の夢をお聞かせください。

ここ数年では、医療の概念も、「メデイカル」から「ヘルス」、「キユア」だけではなく「ケア」へと変化をみせており、人として健康で幸せな一生を送るために、福祉まで見据えた取り組みが行われています。今回の研究において、医療や介護現場で実践できる安全かつ効果的な活動が明らかとなれば、高齢者や患者にとつての「優しい療法」につながることを期待できます。また、座禅に関する基礎的研究として、医療や介護現場での有益な資料になるとともに、医療、介護分野のみならず、一

般人の健康管理やメンタルヘルスにも活用できる可能性があります。患者や利用者、家族の希望を理解して、それが叶うような生活を実現するために必要な支援を提供できるようになることが私の夢です。

——本年5月に本奨励金の贈呈式にご出席いただき、他の研究者や寄付企業の方と懇親されたご感想をお聞かせください。

専門分野の違う研究者の方々とお話をする機会をいただき、改めて研究の幅の広さと面白さを感じました。一人ひとりの顔や性格が違うように、研究もそれぞれの個性を映し出しているようでした。個性を輝かせることができ、それぞれの（研究）畑で、新しい何かを実らせるまでの過程は容易ではないと思いますが、他の研究者に学びながら努めていきたいと思いました。

寄付企業の皆様からは、研究年数や実績は関係なく研究者の一人として、興味、関心を示していただき、研究へ取り組む気持ちを新たにしました。私の研究を奨励いただいた感謝の気持ちを忘れることなく、今後も新しいことにチャレンジし続け、研鑽を積んでいきたいと思っています。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 寄付金課

☎03(32330)7316・73319

Eメール kufukin@shigaku.go.jp

貸付規則を一部改正します

令和元年11月1日改正

福祉部 貸付課

令和元年11月1日に私立学校教職員共済制度貸付規則の一部を改正します。
貸付利率については、11月以降の貸付利率を年1・26%（災害貸付は年1・00%）に変更します。
なお、新たな貸付利率は、既貸付者の償還中の貸付けにも適用します。

改正にかかる学校法人等への通知

改正内容の詳細及び貸付利率変更に伴う今後の償還額については、すでに学校法人等宛てに通知文を送付しています。それぞれの通知文は、私学共済ホームページ「事務担当者用ページ」にも掲載しています。

11月以降の貸付けを申し込む場合の「償還額早見表」及び既貸付者の定期償還額は、次のとおりです。

●償還額早見表

11月からの貸付けの申込金額に対する1回当たりの償還額については、9月送付の通知文にある「償還額早見表」を確認していただくか、私学共済ホームページ「福祉事業」加入者貸付▼現在の利率での償還額早見表（貸付設定額・1回当たりの償還額及び償還回数）にて確認してください。

●既貸付者の11月以降の定期償還額

既貸付者は、11月分の定期償還から1回当たりの償還額を変更します。

今後の既貸付者の償還額については、10月送付の通知文に同封した「11月1日利率変更に伴う償還額一覧表（令和1年11月通知分より）」を参照してください。

また、新利率適用後の償還額の元金内訳を記載した「貸付変更通知書（償還明細表）」をこの通知文に同封していますので、既貸付者にお渡しください。

なお、この償還額一覧表には、「平成8年2月の貸付規則の一部改正において固定利率を選択した既貸付者」及び「特例住宅・特例災害貸付の既貸付者」については記載していません。

11月以降の貸付けの申し込み

●教育貸付の貸付金額の刻み

教育貸付の貸付金額（申込金額）が500万円（貸付限度額）まで、すべて5万円刻みに変更します。

なお、償還回数は、5万円から150万円までが60回、155万円から300万円までが120回、305万円から500万円までが180回となります。

●医療・介護貸付

介護にかかる費用が臨時に必要な場合に対応するため、新たな要件として「申し込み事由の対象者が介護認定（要支援以上）」を受け、介護保険制度対象の施設に入所又は利用するための資金を必要とする場合」を追加するとともに、貸付限度額を200万円に引き上げました。

●介護を確認する添付書類

申し込み事由が介護費用の場合、要支援・要介護認定区分を証明する書類及び介護施設への入所又は利用を証明する書類の添付が必要となります。

また、介護施設への入所や利用の対象者が加入者の被扶養者でない配偶者、子、父母、孫又は兄弟姉妹の場合は、加入者との関係を証明する書類の添付も必要となります。

●医療・介護貸付の償還回数

償還回数は、5万円から150万円までが60回、155万円から200万円までが120回となります。

●申込時の確認書類等の提出

貸付けの申込時には、貸付種類ごとに要件を確認するための書類添付を義務付けています。

また、「住宅貸付」と「200万円を超える教育貸付」については、申込金額が必要な資金の範囲内であることを確認するため、費用の内容及び詳細な内訳が記載された書類の提出が必要です。

今後は、「一般貸付」など「住宅貸付」

や「教育貸付」以外でも金額にかかわらず、審査の過程で費用の内容を確認するため、書類等を求めることがあります。

●「貸付申込書」、「借用証書」の様式用紙の変更

貸付規則の改正に伴い「貸付申込書」及び「借用証書」も変更します。

なお、11月以降も旧用紙は使用可能ですが、「医療・介護貸付」を申し込む際は、貸付名称と償還回数の欄を、追記修正して提出してください。

また、私学共済ホームページ（様式用紙等のダウンロード）の用紙も準備が整い次第、切り替えます。

国内に住所を有することが被扶養者の認定要件に加わります

資格課

本誌7月号でお知らせしたとおり、令和2年4月から被扶養者の認定要件が変更されます。これに伴い、私学共済法施行規則の一部を改正する省令が元年10月8日に公布されました。

国内に住所がないため、被扶養者の要件を欠く人は「被扶養者取消申請書」を、国内に住所はないが、例外として被扶養者となる人は「例外該当・不該当届」の提出が必要です。書類の提出は法律の施行前でも受け付けます。詳細は私学共済ホームページをご覧ください。また、12月に学校法人等宛てに通知文を送付する予定です。

ジェネリック（後発）医薬品差額通知書を 12月中旬に送付します

～対象者への配付をお願いします～

業務部 短期給付課

患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するため、ジェネリック（後発）医薬品の使用促進を目的として、「ジェネリック医薬品差額通知書」（以下「差額通知」といいます）を学校法人等宛てに送付しますので、通知対象となる加入者等へ配付をお願いします。

先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えることで、医療機関や調剤薬局の窓口で支払う加入者等の自己負担額及び私学事業団が負担する医療費が軽減されます。これまで差額通知の実施により、利用率・医療費削減額において大きな効果がありました。ジェネリック医薬品の使用促進のため、ご協力をお願いします。

実施内容

平成31年4月～令和元年8月の間に先発医薬品を処方され服用している加入者及びその被扶養者（※）のうち、ジェネリック医薬品に変更した場合に、自己負担額の軽減が一定額以上見込まれる人に対し、どのくらい薬代が軽減できるかをお知らせします。

※任意継続加入者及びその被扶養者は除きます。

●次の人は通知の対象となりません

- ・がんや精神疾患等の疾病、風邪などの短期的な処方を使用される薬を服用している人
- ・ジェネリック医薬品が存在しない薬を服用している人
- ・すでにジェネリック医薬品を処方されている人

送付方法・送付先

加入者及び被扶養者ごとに個別封筒で、親展扱いとして所属する学校法人等へ送付します。個別封筒には、差額通知とリーフレットを封入しています。

●お願い

- ・学校法人等から加入者へ個別封筒を渡してください。
- ・被扶養者分の個別封筒も学校法人等から加入者に渡してください。
- ・なお、個別封筒は親展扱いとなりますので、開封せずに必ず被扶養者（小さな子どもは除きます）に渡すよう、加入者に周知してください。

送付の時期

元年12月中旬

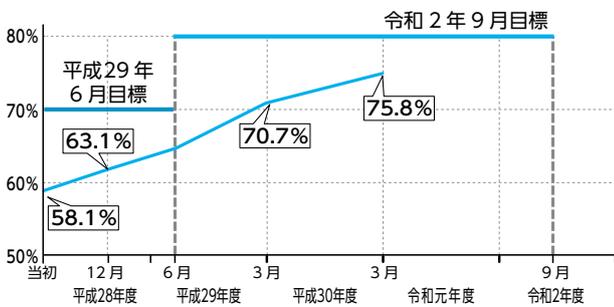
通知を希望しない場合

差額通知の送付を希望しない加入者や被扶養者がいる場合は、個別に文書又は電話で、短期給付課療養給付係まで連絡してください（すでに連絡をしている人は除きます）。

ジェネリック医薬品の利用率と差額通知の効果（医療費削減額）

差額通知開始後の本事業団におけるジェネリック医薬品の利用率（図参照）は平成27年度実施時の58・1%から平成30年度末には75・8%と順調に増加しています。

図 私学事業団におけるジェネリック医薬品の利用率の推移



※利用率は、院外処方（調剤レセプト）からジェネリック医薬品のある医薬品のみを対象に算出しており、院内処方による医薬品を除きます。
※薬価基準告知上の規格単位ごとに数えた数量で計算しています。

$$\text{利用率} = \frac{\text{〔後発医薬品〕}}{\text{〔後発品への変更可能な先発医薬品〕} + \text{〔後発医薬品〕}}$$

ジェネリック医薬品お願いカード



また、その効果として本事業団が負担する医療費は、平成30年1月～平成31年3月診療分の累計で約7億3941万円の削減となりました。さらに、国の次なる目標である「令和2年9月までにジェネリック医薬品の利用率80%」の達成のため、引き続きご協力をお願いします。

ジェネリック医薬品お願いカード

ジェネリック医薬品に変更する意思表示に役立つ「ジェネリック医薬品お願いカード」は、私学共済ホームページ（「ご存知ですか？ジェネリック医薬品」）からダウンロードできますので、ぜひ利用してください。

令和元年度 第2回 私学共済事務担当者研修会

1月7日(火)～1月24日(金)

広報相談センター 相談班

私学共済事務担当者研修会は、事務担当者、私学共済制度の業務内容を理解していただくことを目的としています。全国のガーデンパレスで22回(資格・短期)コース11回、「年金」コース11回)開催しますので、ぜひお申し込みください。

●開催日及び会場等

10月分掛金等納付通知書(11月中旬送付)に同封する「開催案内(参加申込書付)」又は私学共済ホームページ「事務担当者用ページ」をご覧ください。

●参加対象者

学校法人等の私学共済事務担当者(加入者資格の有無は問いません)

●研修内容

資格関係・短期給付関係及び年金等給付関係について、テキスト及び「事務の手引」を基に、講義形式により基礎的な業務内容の研修を行います。

●参加費

1コースにつき1000円

●研修時間

9時30分～16時30分

●申し込み方法等

(1) 研修コース
「資格・短期」コース及び「年金」コースそれぞれに、各学校2名まで申し込み可能です。
ただし、同じ人が同一コースに重複して申し込むことはできません。

(2) 申込期限

開催案内にある「令和元年度 第2回私学共済事務担当者研修会参加申込書」を、**11月29日(金)【必着】**で、私学事業団共済事業本部宛てに郵送でお申し込みください。

(3) 参加通知

参加の可否は、12月中旬に学校法人等宛てに書面で通知します。
・各コースの定員を超えた場合は、抽選となります。
・応募者が著しく少ないコースは、中止となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

共済業務

高齢受給者にかかる高額療養費(外来年間合算)

業務部 短期給付課

高齢受給者にかかる高額療養費(外来年間合算)の一斉計算を次のとおり実施します。

●一斉計算の対象となる人

次のいずれにも該当する人が対象となります。
・高齢受給者(70～74歳)のうち、令和元年7月31日時点で、所得区分が「一般所得者」及び「低所得者」である加入者及び被扶養者
・計算期間である平成30年8月1日～令和元年7月31日まで引き続いて私学共済制度の加入者又は被扶養者である人

●手続き及び支給方法

計算は、私学事業団で自動的にを行いますので、請求手続きは必要ありません。
計算の結果、「高額療養費(外来年間合算)」の支給対象となる人には、11月下旬(予定)に、学校法人等を通して(任意継続加入者は直接)通知及び支給します。

●注意事項

元年7月31日時点で現役並み所得者である加入者又は被扶養者や、計算期間中に私学共済制度以外の健康保険に加入している期間がある人は一斉計算

の対象となりません。

※詳しくは、私学共済ホームページ「短期給付(健康保険)」「病気やケガをした」▼医療費負担の軽減▼高額療養費」をご覧ください。

限度額適用認定証の更新(継続)の手続き

業務部 短期給付課

限度額適用認定証の交付を受けている人が、有効期限到来後も引き続き限度額適用認定証を必要とする場合は、次の更新(継続)手続きをしてください。

●更新(継続)手続き

「限度額適用認定申請書」にある「継続」の文字を○で囲み、所定事項を記入・押印のうえ、有効期限が到来する2週間前を目途に、学校法人等を通して(任意継続加入者は直接)、私学事業団に提出してください。

●令和元年12月31日に有効期限が到来する人の事前更新(継続)手続き

元年12月31日に有効期限が到来する人は、限度額適用認定証を年内に交付できるよう、例外的に11月8日(金)～12月13日(金)まで事前受付を行います。「限度額適用認定申請書」の右上余白に朱書きで「事前継続」と明記してください。

被扶養者の収入限度額

収入の内訳	60歳未満	60歳以上
給与収入だけの人	130万円未満	130万円未満
給与収入以外（年金収入を除きます）の所得のある人	130万円未満	130万円未満
障害年金（公的年金）を受給している人	180万円未満	180万円未満
老齢・退職・遺族年金等（公的年金）を受給している人	130万円未満	180万円未満

父母を認定する場合の収入限度額の合算額の例

いずれの事例も、加入者の年収見込み額が父母の収入合計額を上回っていると仮定します。

事例A	所得の種類	収入	収入限度額
父 62歳	公的年金等	170万円	< 180万円
母 61歳	パート収入（年金なし）	80万円	< 130万円
父母の世帯収入		250万円	< 310万円

⇨父母のそれぞれの収入額、父母の世帯収入のいずれも、収入限度額（合算額）未満なので、**父母ともに被扶養者として認定できます。**

事例B	所得の種類	収入	収入限度額
父 68歳	公的年金等	190万円	> 180万円
母 65歳	公的年金等	130万円	< 180万円
父母の世帯収入		320万円	< 360万円

⇨父母の世帯収入は収入限度額の合算額未満で、**母**は収入が収入限度額未満なので被扶養者として**認定できません**が、**父**の収入は収入限度額以上のため被扶養者として**認定できません**。

事例C	所得の種類	収入	収入限度額
父 70歳	公的年金等	250万円	> 180万円
母 68歳	公的年金等	120万円	< 180万円
父母の世帯収入		370万円	> 360万円

⇨母の収入は収入限度額未満ですが、父母の世帯収入（370万円）が父母の世帯収入限度額の合算額（360万円）より多いので、**父母ともに被扶養者として認定できません**。

Q2

私と同居している母親（58歳、国民健康保険加入）は、父が亡くなっているため遺族年金（100万円）を受給しています。被扶養者として認定を受けるためにはどんな書類が必要になりますか？

A 母親の収入や健康保険の状況、主として加入者の収入により生計を維持していることが確認できれば、認定できます。母親が60歳未満の場合は収入限度額が130万円未満となり、年金以外の収入を証明する書類も必要です。

必要な添付書類は次のとおりです。



添付書類	内容
①母親の戸籍謄本	母親の氏名・生年月日及び父親が亡くなっていることを確認します。
②加入者の戸籍抄本	続柄を確認します。
③母親の遺族年金に関する最新の改定通知書の写し	母親の遺族年金の年金収入を確認します。
④母親の最新の非課税証明書	母親に年金以外の収入がまったくないことを確認します。
⑤母親の国民健康保険の保険証の写し	母親が加入している健康保険を確認します。
⑥母親を扶養する具体的な理由書（加入者の記名・押印が必要）	同居・別居の状況、他に扶養しうる人の有無やその人の状況等、加入者が生計を維持している実態について確認します。

ポイント

母親が60歳以上で公的年金等を受給している場合は、収入限度額が180万円未満となります。また、配偶者が死亡している60歳以上の人は、遺族年金等とそれ以外の年金の受給状況について個別に確認します。

被扶養者認定申請事例（父母の認定）

業務部 資格課

被扶養者認定申請事例の最終回となる今回は、父母の認定について説明します。
被扶養者の基本的な事項は、「令和元年版 事務の手引」101頁第7章を参照してください。

共
済
業
務

Q1 父親（65歳）が会社を退職しました。退職後は200万円の年金収入のみとなります。また、健康保険の任意継続はせず国民健康保険に入ります。父親は収入限度額（180万円）以上の収入があるので、被扶養者にはなれないと思いますが、これまで父親の被扶養者となっていた母親（60歳）を私（加入者）の被扶養者にできますか。母親は年金も他の収入もありません。なお、私の収入は600万円で、両親とは別居していますが、月に10万円の仕送りをしています。

A 父親の退職を事由として母親を被扶養者に認定することができます。ただし、父親は配偶者である母親を優先して扶養する立場にあるため、父親の収入や健康保険の状況を確認のうえ、主として加入者の収入により生計を維持していることが確認できる場合に限られます。

今回の事例は、以下1) 2) 3) の確認により被扶養者として認定できます。



今回の事例	確認内容
1) 母親は60歳以上だが、現在年金を受けておらず他の収入もない。	60歳以上の場合の収入限度額は、公的年金収入がないときは130万円未満であり、母親の収入は限度額未満である（公的年金収入があるときの限度額は年収180万円未満。12頁被扶養者の収入限度額参照）。
2) 父親は退職後に健康保険の任意継続はしない（国民健康保険に加入する）。	父親は被用者健康保険に加入せず、国民健康保険の適用である。
3) 父母の世帯収入は200万円（父親200万円＋母親無収入）で、加入者の年収見込み額は600万円である。	父母の収入限度額の合算額は310万円（父親180万円＋母親130万円）なので、父母の世帯収入は限度額を下回っている。かつ、父母の世帯収入は、加入者の年収見込み額よりも少ない。

必要な添付書類は次のとおりです。

添付書類	内容
①加入者及び母親の戸籍謄本	続柄及び母親の生年月日、父親の状況を確認します。
②父親の雇用保険離職票の写し又は退職証明書	父親の退職年月日を確認します。
③父親の国民健康保険証の写し	父親が被用者健康保険制度に加入していないことを確認します。
④母親の最新の非課税証明書	母親に年金以外の収入がまったくないことを確認します。
⑤母親が公的年金を受給していない理由を記載した口述書（母親の記名・押印が必要）	60歳以上の人を被扶養者認定する際は、年金の受給状況を確認するため、母親が公的年金を受給していない理由を確認します。
⑥父親の退職後の年金額が分かる改定通知書の写し	父親の退職後の収入を確認します。
⑦母親を扶養する具体的な理由書（加入者の記名・押印が必要）	同居・別居の状況、仕送りの状況、他に扶養する人の有無やその人の状況等、加入者が生計を維持している実態について確認します。

ポイント

母親の収入が限度額未満であっても、扶養義務には優先順位があり、夫婦相互扶助義務の観点から、父親に被用者健康保険（任意継続を含みます）の適用がある場合は母親を加入者の被扶養者として認定できません。また、父母の世帯収入が父母それぞれに適用される収入限度額の合算額を上回っている場合や、加入者の収入より多い場合も被扶養者として認定できません。

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

年内の手続き書類の受け付け・処理

年内の共済業務の書類等の受け付け及び処理は、次のとおりです。

下記の手続きは、書類等に不備がなく処理された場合を前提としています。

また、年末の業務は12月27日(金)までとなっていますので、手続きに際しては余裕をもって書類等を提出してください。

●資格関係

- 加入者証、加入者被扶養者証の交付や、資格関係の確認通知書は、12月11日(水)受付分までを12月20日(金)に発送する予定です。
- 資格取得や資格喪失による掛金等は、12月17日(火)受付分までを、12月分掛金等の調定(1月送付分)に反映する予定です。 【業務部 資格課】

●短期給付関係

- 短期給付関係の請求は、11月26日(火)受付分までを年内に送金する予定です。 【業務部 短期給付課】

●貸付関係

- 年内最終送金(12月23日(月))の貸付け申し込みは、11月29日(金)締め切りです。 【福祉部 貸付課】

被扶養者再審査・加入者証等検認の提出期限

被扶養者の再審査(西日本ブロックのみ)の回答書と、加入者証等の検認(東日本・西日本両ブロック)の結果報告書の提出期限は11月15日(金)必着です。

被扶養者再審査回答書が未提出の場合、生計維持関係がすでに失われているとみなして、職務権限により被扶養者を取り消しますので注意してください。

【業務部 資格課】

積立共済年金・共済定期保険の後期加入申込期間

後期加入申込期間は、積立共済年金・共済定期保険ともに11月1日(金)～11月29日(金)までとなります。新規加入・加入内容の変更等をする場合は、加入申込期間内に申し込んでください。 【福祉部 保健課】

標準報酬月額算定にかかる報酬の報告内容の点検結果の回答のお礼

9月20日付けで送付しました「標準報酬月額の算定にかかる報酬の報告内容の点検結果の報告」にかかる回答書の提出につきましては、ご協力いただきありがとうございます。ありがとうございました。

集計結果は、後日私学共済ホームページ等でお知らせする予定です。 【業務部 資格課】

子ども・子育て拠出金の納付対象基準額が決定しました

令和元年の定時決定による基準額は181万円(前年は180万円)となりました。

10月調定時に加入者保険料にかかる標準報酬月額の合計が181万円以上となる学校法人等は、元年10月分～2年9月分までの間、掛金等と合わせて子ども・子育て拠出金を納付することになります。納付額については、「掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知書」で通知します。 【業務部 掛金課】

11月の共済業務スケジュール

1日(金)	積立共済年金・共済定期保険	後期加入申し込み開始
5日(火)	貸付	送金
6日(水)	貸付	10月分定期償還期限
8日(金)	貯金	払込期限(必着)
15日(金)	アイリスプラン	年金コース加入・変更申し込み締め切り
	貸付	12月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(水)	貯金	送金
22日(金)	貸付	送金
25日(月)	貯金	払戻・解約請求締め切り
	積立共済年金	脱退申出等締め切り
28日(木)	掛金等	10月分掛金等口座振替(自振校のみ)
	貸付	11月分定期償還口座振替(自振校のみ)
29日(金)	積立共済年金・共済定期保険	後期加入申し込み締め切り
	貸付	12月23日送金申し込み締め切り

12月の共済業務スケジュール

2日(月)	掛金等	10月分納期限
	貸付	送金
6日(金)	貸付	11月分定期償還期限
10日(火)	貯金	払込期限(必着)
13日(金)	貸付	1月6日送金申し込み・任意償還申出締め切り

お見舞い

令和元年8月の前線に伴う大雨並びに台風15号と台風19号により被害を受けられた皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。

私学事業団では、被害を受けられた学校法人等、加入者、被扶養者及び年金受給者の皆様に全力で支援してまいります。

被害を受けられた皆様の安全と被災地の一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

このたびの災害に関する本事業団の対応については、私学事業団ホームページ (<https://www.shigaku.go.jp/>) 「災害への対応」をご覧ください、ご不明な点等がありましたら各担当課までお問い合わせください。

人事異動

◆役員

監事

令和元年9月30日付

退任 武井 裕

令和元年10月1日付

新任 永和田 隆一

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

「平成30年度 学術研究振興資金 学術研究報告」を作成しました

平成30年度に配付した学術研究振興資金の研究課題について、その研究成果を取りまとめ、「平成30年度学術研究振興資金 学術研究報告」(CD-ROM)を作成しました。

収録したデータは、私学事業団ホームページにも掲載しますが、CD-ROMの送付を希望される場合は、助成部寄付金課までお問い合わせください。



【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7319・7320

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

「月報私学」特集記事 「魅力あふれる学校づくりを目指して」の募集

「月報私学」では、学校法人のさまざまな取り組みなどを特集記事「魅力あふれる学校づくりを目指して」で紹介しています。学校法人での改革事例等を投稿して下さる方を募集しています。

大学のみならず専修学校や幼稚園の改革事例等も募集していますので、詳しくは私学事業団ホームページ「広報誌・刊行物一覧▶月報私学▶特集記事募集」をご覧ください。

また、過去に掲載した記事の一覧を、「連載記事のアーカイブ」として掲載していますので、そちらも参考にしてください。

皆様からの応募をお待ちしています。

◆過去の掲載記事◆

掲載号	掲載法人	タイトル
平成30年11月号 (VOL.251)	南光学園	新たな人間づくりの教育を目指して魅力創り
平成30年12月号 (VOL.252)	東邦大学	「選ばれる学校」「選ばれる病院」を目指して
平成31年1月号 (VOL.253)	興国学園	創立90周年「オンリーワン教育」を振り返る
令和元年7月号 (VOL.259)	しずわでら学園	原点に立ち返ることで生まれたふじおかメソッド
令和元年9月号 (VOL.261)	京都橘学園	「自立・共生・臨床の知」の理念による社会的課題に取り組む人材の育成

【応募・問い合わせ先】

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

日本私立学校振興・共済事業団 企画室

☎03(3230)7809~7811

Eメール kikaku@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

加入者の予約は公式ホームページ
予約が断然お得です！

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
東京カーテンパレス

〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5 ☎03(3813)6211 (代表)
JR「御茶ノ水」駅・東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水」駅・東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」
駅下車、それぞれ徒歩5分 <https://www.hotelgp-tokyo.com/>

少し遠くに、でも素敵に……

ナイスビュー眺望プラン (1日5室限定)

東京スカイツリーが見える部屋のプランです。
1名様でもゆっくり、2名様のカップルにもおすすめです。

1泊素泊まり (1名1室 / 1名様) 5,800円～
(2名1室 / 1名様) 3,500円～

取扱期間：通年 (年末年始を除きます)
※悪天候によってはツリーが見えない場合があります。



客室から押上方面を望む (イメージ)

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
名古屋カーテンパレス

〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13 ☎052(957)1022 (代表)
JR「名古屋」駅から地下鉄東山線「栄」駅、地下鉄桜通線「久屋大通」駅、「丸の内」駅下車、それぞれ徒歩
5分。又は地下鉄鶴舞線・東山線「伏見」駅下車、徒歩8分 <https://www.hotelgp-nagoya.com/>

名古屋ガーデンパレスにある熱田神宮のご分霊が奉祀された神殿「蓬萊殿」で初参りはいかがでしょうか。また、令和2年1月1日～3日の間、
神殿のある5階では、ぜんざいや甘酒など、楽しいイベントを開催予定です。ぜひお越しください。

年末年始特別宿泊プラン

朝食は和洋バイキング、夕食は年末年始の特別料理を和食レストラン
又は洋食レストランにてお召し上がりください。

1泊2食付 (2名1室 / 1名様) 16,000円～
取扱期間：令和元年12月28日～2年1月5日



(上) 蓬莱殿
(左) ぜんざい(イメージ)

融資事業のご案内

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

災害復旧事業に対する融資制度について

私学事業団では、被災された学校法人等の円滑かつ迅速な復旧のための支援策として、災害復旧事業に対する低利融資制度を設けています。

校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入など、一般の融資金利は以下の通りです。施設設備の整備の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

◆ 融資条件 (令和元年10月現在)

融資費目	対象となる事業	返済期間 (据置年数含む)	融資金利
災害復旧費 (特別災害)	激甚災害に指定され、国から補助金の交付を受ける災害復旧事業(施設・設備等の原形復旧)	25年以内	0.06 年%
災害復旧費 (一般災害)	特別災害以外の災害復旧事業(施設・設備等の原形復旧)	20年以内	0.06 年%
教育環境整備費 (災害復旧経営資金)	激甚災害(本激)により被災し、被害の程度の著しい学校法人の円滑かつ迅速な復旧のため、緊急に必要な資金	7年以内	0.001 年%

※本事業団の借入金の償還金(利息、延滞金を含みます)を滞納している法人、紛争、法令違反などの状態にある法人等は、原則として対象とはなりません。

■ 主な事業と融資金利 (令和元年10月現在)

主な事業内容	返済期間 (据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	0.60	0.36	0.302	0.402 年%
寄宿舎などの建築・用地取得	0.70	0.46	0.402	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.302	(5.5年以内) 0.302

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、1貸付契約あたりの融資額が10億円以上の場合にご利用いただけます。また、木造建築については、対象となりません。

※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862～7868
Eメール yushi@shigaku.go.jp